

速度取締り指針

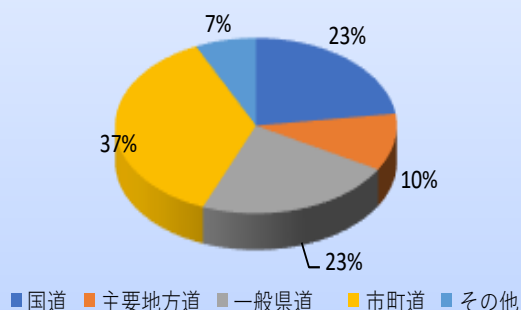
速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区 域	規制度
新4号国道	7:00～19:00	下野市及び上三川町地内	法定(60キロ)
国道4号	7:00～19:00	下野市及び上三川町地内	指定50キロ
県道 下野二宮線	7:00～19:00	下野市内	指定50キロ

※ 重点以外の路線、場所、時間帯であっても、取締りを実施します。

管内における交通事故実態

人身事故発生率(令和8年上半期)



- ▼ 人身事故の半数以上(約56%)が国道・主要地方道・県道の幹線道路で発生しており、新4号国道(約19%)での発生が最も多い。
- ▼ 事故類型では、車両同士の事故が約72%を占め、追突事故(約35%)が最も多く、次いで出会い頭事故(約30%)である。
- ▼ 重傷事故7件中4件(約57%)が幹線道路で、2件(約28%)が市町村道で発生している。

～令和8年上半期～

- 死亡事故は1件発生している。
- 事故形態は、死亡事故及び重傷事故のうち約57%が出会い頭、人対車両が約29%となっている。
- 高齢者が当事者となる事故が全体の約40%を占め、死亡事故1件も高齢運転者が当事者となる事故である。

その他の交通指導取締り要点

- 子どもの安全を確保するため、登下校時間帯のスクールゾーン等における取締り(速度違反・通行禁止違反・横断歩行者妨害違反等)を実施する。
- 新4号国道は、通行車両の実勢速度が高く、事故也多発しているため、定置式速度取締りのほか白バイやパトカーによる各種取締りを強化し、ドライバーに緊張感を与える。
- 新4号国道や周辺施設における不正改造車両や暴走車両の指導取締りを実施する。
- 自転車への青切符導入後も、依然として自転車利用者による違反が減少していないことから、携帯電話使用違反や交差点違反等の取締りを実施する。
- 脇見運転による追突事故の発生が多いため、携帯電話使用違反の取締りを実施する。